ほぼ週刊コラム　「Partnership論」　その１１８

**シリーズ：『米国Partnership税制勉強会』の振り返りと準備**

**第五回勉強会（**[**年表**](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141003%20W113%20economic%20substance%20without%20profit/shiryou/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev8.ppt)**項目２：経済的実体（economic substance））の準備（２）：**

**Partnership経済興隆の、決定打は「やる気の違い」だが、**

**アシストは、一つ一つの租税回避が濫用なのかどうかcareful verificationしたこと。**

2014.11.07　rev.1　齋藤旬

**先週、Partnership経済興隆の決定打は、「やる気の違い」だと述べた。**「指示されたこと」でなく「やりたいこと」をやるということ。即ち、self-motivated --- 目的・動機が自分の中に内在する人々が沢山いて、個別の目的・動機ごとに賛同した集団が形成され、それら集団が活発に活動し、結果、個々にユニークな目的を成就し、その目的・動機に無関心だった人々の耳目まで広く集め、前例のない新規な需要を作り出す。これが決定打と述べた。

今週は、この決勝ゴールをアシストしたのは何かということを考えたい。例えるなら、本田圭佑の決勝ゴールを生んだ、絶妙のパスを送ったのは、ヤットさんこと遠藤なのか長谷部なのか誰なのか考えたい。「重要な事は主因と誘因が揃って始めて生起する」、からだ。

確かに、本田のゴール決定力は高い。セリエA、ACミランの背番号10を任されるほど高い。しかしその決定力だけではゴールできない。絶妙のアシストがあって始めてゴールは決まる。これと同様なアシストが、先週示した「費用対効果」の推移グラフを見ると、隠れていたpartnership経済の力を現実に引き出すために、二度、行われたことが分かる。

**アシストは、二度**。即ち、[年表](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141003%20W113%20economic%20substance%20without%20profit/shiryou/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev8.ppt)項目7の1986年のPassive Activity Loss (PAL) ruleと、項目10のClinton政権 LLC制度普及推進（1993-2001）との二度のアシスト。こう、先週も述べた。

この内、一度目のアシスト、即ち1986年のPAL ruleの威力はさほどでもなかった。partnershipの費用対効果をcorporate「並み」に引き上げることには成功しているが、「凌駕」するまで引き上げるほどの威力はなかった。「決定的」アシストではなかった。

他方、二度目のアシストは「決定的」だった。それは1991年に始まった。[コラム８７](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20140328%20W87%20key%20phrases%20in%20CA%20chapterIV%20rev1/20140328%20W87%20key%20phrases%20in%20CA%20chapterIV%20rev2.doc)に書いたが、Vatican論文『*Centesimus Annus*』でヨハネ・パウロ二世が、「fair（公平）なjustice（正義 ）よりも優先するもの」を示した1991年から、「凌駕」が始まったことが分かる。即ち1991年、partnershipの費用対効果がcorporateのそれを超えて上昇し始めた。

**「fair（公平）なjustice（正義 ）よりも優先するもの」の掲載主要部を再掲する**：

財のfairな交換の論理に優先し、更に、fairな交換論理に適合するjusticeの諸形態に対しても優先するものとして、その個人の崇高な尊厳（his lofty dignity）に由来し、その個人が人間であるが故に義務づけられる何か（something which is due to man because he is man）がexist（この地上世界に現に存在）します。この様に必要とされている「何か」は、その個人が生き伸びる可能性（the possibility to survive）と、そして同時に、その個人がhumanityの共通善にactiveにcontributeする可能性とに、分かち難く結びついています。」（回勅『百周年 *Centesimus Annus*』第34段落より）

このVaticanからのアドバイスを、[年表](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141003%20W113%20economic%20substance%20without%20profit/shiryou/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev8.ppt)項目10に挙げた1993年発足Clinton政権は、具体的税制に、即ち、「一つ一つの租税回避が濫用なのか正用なのかcareful verification（注意深く真贋判定）する」というIRS Regulation §1.702-2「濫用対抗規制」[[1]](#footnote-1)に結実させた。そして、各人持つ「何か」に人々がチャレンジする際に租税回避を使いやすくした。即ち、self-motivated activityを喚起した。結果、partnershipの費用対効果がcorporateのそれをはじめて超えて上昇した。

森鴎外の『かのように』ではないが、漠たるものを追い求めるからこそ、人生において価値のあるものを広く効率よく実現できる。このパラドクスが現実のものとなった。

**今週は、Clinton政権によるこの「決定的」アシストについて以上の様に整理し**、第五回勉強会テーマである「経済的実体」への導入としたい。

**「経済的実体」とは、経済分野における「共通善」である**。今月末の第五回勉強会では、economic substance（経済的実体）を取り上げる。この経済的実体とは、コラム[１１２](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20140925%20W112%20purpose%20and%20collaboration%20type/20140925%20W112%20purpose%20and%20collaboration%20type.doc)や[１１３](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141003%20W113%20economic%20substance%20without%20profit/20141003%20W113%20economic%20substance%20without%20profit%20rev1.docx)等で何度も述べている様に、日本人がツイ考えてしまう、お金とか利益とかGDPとかで表せるものではなく、それらを大方含んで全体としてはもっと「漠」としたものだ。

もうそろそろ、本コラム読者に対しては、economic substance（経済的実体）とは、経済分野におけるcommon good（共通善）である、と言って良いだろう。

**ここまで来れば、tax shelter abuse判定が、経済的実体の「有無」で為されることに合点がいくはず。**そもそも西洋人にとっては、権利とは元々right（神の右の座に着くこと）だ。だから、abuse of right （権利濫用）とはcommon goodに背くことであり、他方、lawful use of right（権利正用）とはcommon goodにかなうことだ。決してpublic welfare（公共の福祉）が判定基準ではない。これは西洋人にとっては絶対譲れない「鉄則」だ。

　だからtax shelterのabuse（濫用）とは、当該partnership活動が、economic substance（経済的実体）、即ち、経済分野におけるcommon good（共通善）を有していないことによって判定される。古くから教会税という習慣を持つ西洋人にとって、これは自然なことだ。

とても重要なので繰り返す。public welfare（公共の福祉）や「利益」に適合しないとき、そのtax shelterが abuse（濫用）だと判定されるのでは決してない。そうではなく、economic substance（経済的実体）、即ち、経済分野におけるcommon good（共通善）を持たないとき、そのtax shelterは abuse（濫用）だと判定されるのだ。

**ただ、この真贋判定はとても難しいことだ**。なにしろ判定基準である経済的実体そのものが、共通善と同様に漠としたもの。従って、一律一様な*lex*を定めれば、当該tax shelterがabuseなのかどうか機械的に判定できる、という様な安易なことには決してならない。

　個別に一つ一つ注意深く丁寧に判定するしかない。そう、*intuitu personae*（個々の*persona*を重視すべし）の原則が、tax shelter abuse判定には必ず適用される。

　なお、真贋判定については[コラム８９](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20140411%20W89%20human%20dignity%20and%20common%20good/20140411%20W89%20human%20dignity%20and%20common%20good%20rev1.doc)に詳しく説明したので、そちらを参照されたい。

**ここまで来ると読者は、齋藤が次に何を言いたいのか察しがつくだろう**。そう、[コラム１１１](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20140919%20W111%20collectivelly%20in%20kind%20rev1/20140919%20W111%20collectivelly%20in%20kind%20rev1.doc)に示した様に、現行の日本国憲法には、人智を超越し人間には未知なる善も含む「共通善」も、国家等の世俗権威には不可侵である「人間の尊厳」も、導入されていない。

これでは、partnership経済興隆に決定的アシストをしたClinton政権によるpartnership税制改革と同様な事柄は、日本には決して起きない。つまり、*intuitu personae*原則によるtax shelter abuse判定は、日本に導入されようがない。

**しかも、そもそも日本人は「指示されたこと」をやる様に教育されている。「好きなことやりたいこと」をやる様には教育されていない**。従って日本人はCorporate経済では優等生になり得ても、Partnership経済では、仮にその仕組みが導入されたとしても何をして良いか分からず右往左往するばかりとなる。日本には、Partnership経済興隆の主因もなければ、誘因も導入しようがない。精神構造から根本的に作り直さない限り日本は「経済の片肺飛行」を続けるしかない。費用対効果が半分の小さな方の片肺で飛行し続けるしかない。

**こんな惨状は、日本だけだということを強調しておこう**。例えば中国。[コラム８８](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20140404%20W88%20menaqce%20of%20china/20140404%20W88%20menaqce%20of%20china%20rev5.doc)に述べた様に中国は、2004年に最新の西洋式憲法を導入し、米国の指導を受けて、今やpartnership経済の達人となっている。この中国の経済成長力に、小手先だけ且つ旧来型の経済改革を続ける日本が負け続けることは、確定していると言って良いだろう。

中国だけではない。韓国もシンガポールもインドも、日本以外の多くの国が、新経済ゾーン --- 来年一月九州大学で開催される研究シンポジウム：Understanding Regulatory Choice and New Economic Zone（制度選択と新経済ゾーン）でディスカションを予定するNew Economic Zoneに、既に入っていることを強調しておこう。

**先週末には、日銀による「異次元の量的緩和」が再び行われた**。旧来型の経済しかない日本にとって最早これは、カンフル効果はあるにしても以前よりも弱まり、むしろ「破綻の日」を早めるデメリットの方が大きい様に感じる。こう感じるのは、私だけであろうか。

恐らく破綻した後に、この新型経済の存在に日本は気付くのだろう。しかし出来れば、少しでも日本の体力が残っている内に、旧来の日本とは隔離した地域を設けて、そこに新たな精神構造を獲得した若者達を集め、新型経済の「たね」を植え付け「発芽」させ「苗（なえ）」だけでも育てておきたいと、齋藤は思っている。ちょっと、アシモフのSF小説『ファウンデーション』に出てくるPsycho-historianハリ・セルダンの思いに似ているかな…。

**なお来週は、財務省税務大学校公開セミナーなどで四日間、外出する。執筆する時間があまり取れない**。テーマとしては軽いものを取り上げ短いコラムを書くことになると思う。

今のところ思い浮かぶテーマとしては、「問い：[年表](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141003%20W113%20economic%20substance%20without%20profit/shiryou/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev8.ppt)は494年の後は1935年と、なぜ飛ぶのか。答え：corporate income taxの発明が20世紀初頭だから。」というようなことから、「当初全く予想もしなかった数奇な運命をたどることになるpartnership taxation…。」という様な話にもっていこうかと考えている。

例えて言うなら「ヒョウタンから駒」かな。馬の様な大きいものがヒョウタンから出るはずがないと思っていたら…と同じ様な話。即ち19世紀末、組織形態の主役の座をcorporateに奪われたpartnershipという「ヒョウタン」「日陰者」が、1935年に「経済的実体」という「漠」とした概念をひっさげて、20世紀末には主役の座に返り咲く。このドラマの重要な小道具がcorporate income taxであり、それにいぶし出されたpartnership taxationであり、何よりも「経済的実体」だった…。　　　　まっ、今週は以上。来週も乞うご期待。

1. 濫用対抗規制については、[コラム１０２](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20140711%20W102%20IRS%20IBD%20related/20140711%20W102%20IRS%20IBD%20related%20rev3.doc)に解説した。この漠たるRegulationが敷かれたからこそ、Clinton税制改革の目玉であるCheck the box（[年表](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141003%20W113%20economic%20substance%20without%20profit/shiryou/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev8.ppt)項目11）が可能となった。 [↑](#footnote-ref-1)